

西原町都市計画マスタープラン検討委員会要綱

平成 28 年 6 月 28 日

要綱第 24 号

改正 平成 28 年 12 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西原町の将来のまちづくりの基本指針である西原町都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の見直しに関して、まちづくりの基本原則である情報提供、参加及び協働の実現を保障し、大型 MICE 施設建設に伴い創出される様々な効果の本町を含めた東海岸地域へ最大限還元できる仕組みの確立と、地域と一体となった総合的かつ多面的なまちづくりを目指したマスタープランの改定に係る素案を策定するため、西原町都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、マスタープランの素案を策定するため、次に掲げる事項について調査検討し、町長にその結果等を報告するものとする。

- (1) マスタープランの素案策定に関すること。
- (2) 臨海地域における土地利用計画の見直し内容に関すること。
- (3) 大型 MICE 施設及び関連施設に関すること。
- (4) その他町長がまちづくりに関して必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 町民
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による報告に係るマスタープランの素案が西原町都市計画審議会の審議を経て、答申されたときをもって終了とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(調整会議)

第 7 条 第 2 条各号に掲げる事項に関し、西原町として目指すべきまちづくりの基本的方向性を審議し、各行政分野における受入態勢の強化及び推進を図ることを目的とした西原町都市計画マスタープラン庁内策定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

- 2 調整会議は、副町長及び部課長等をもって組織する。
- 3 調整会議に会長及び副会長を置き、会長は副町長をもって充て、副会長は総務部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(作業部会)

第 8 条 第 2 条各号に掲げる事項に関し、実務専門的な調査研究による具体的課題の抽出及び対応施策の検討を行う西原町都市計画マスタープラン庁内策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

- 2 作業部会は、計画策定所管部署を中心として関係係長をもって組織する。
(意見の聴取等)

第 9 条 委員会、調整会議及び作業部会（以下「委員会等」という。）において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)

第 10 条 委員会等の庶務は、建設部都市整備課において処理する。
(謝礼金)

第 11 条 委員会の委員の謝礼金については、別表のとおりとする。
(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
(会議の招集に関する特例)
- 2 この要綱の施行の後最初に開かれる委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第 11 条関係）

西原町都市計画マスタープラン検討委員の謝礼金

委員区分	金額
学識経験者	1 回につき 7,000 円
有識者	1 回につき 4,000 円
町民	1 回につき 4,000 円
その他町長が必要と認める者	1 回につき 4,000 円